

ロシア連邦政府

決定

2023年9月21日付第1538号

モスクワ

ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に輸出される商品に対する輸出関税率および
ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に輸出される商品に対する輸出関税率の変更について

ロシア連邦法「関税率について」第3条第3項、連邦法「ロシア連邦における税関規制および個々のロシア連邦法令の変更について」第47条第1項第27号、第95条第12項、第102条第6項第4号にもとづき、ロシア連邦政府は以下のように決定する：

1. ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に輸出される、以下に分類される商品に対する輸出関税率を以下のように定める：

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード（以下、「TN VED EAEU」）グループ01、03、04（TN VED EAEU0401、0402、0403、0404、0405、0406に分類される商品を除く）、05～08、09（TN VED EAEU 0901 21 000、0901 22 000、0902 30 000、0902 40 000 0に分類される商品を除く）、10、12～14、15（TN VED EAEU1513、1515 90、1516 20、1517 10、1517 90に分類される商品を除く）、16、17（TN VED EAEU1703、1704 90 300 0、1704 90 980 0に分類される商品を除く）、18（TN VED EAEU1803、1804 00 000 0、1805 00 000 0、1806に分類される商品を除く）、19（TN VED EAEU1901 10 000 0、1902、1905に分類される商品を除く）、20（TN VED EAEU 2007、2008 11、2008 20、2008 30、2008 40、2008 50、2008 70、2008 97、2008 99、2009 11、2009 12 000、2009 19、2009 21 000、2009 29、2009 31、2009 39、2009 41、2009 49、2009 89、2009 90に分類される商品を除く）、21（TN VED EAEU 2101 11 00、2101 12、2105 00 に分類される商品を除く）、22、23（TN VED EAEU 2301に分類される商品を除く）、24（TN VED EAEU 2402に分類される商品を除く）、25～28、29（TN VED EAEU 2923、2936、2937、2938、2939 11 000 0、2939 19 000 0、2939 20 000 0、2939 30 000 0、2939 41 000 0、2939 42 000 0、2939 43 000 0、2939 44 000 0、2939 45 000 0、2939 49 000 0、2939 51 000 0、2939 61 000 0、2939 62 000 0、2939 63 000 0、2939 72 000 0、2940 00 000 0、2941、2942 00 000 0 に分類される商品を除く）、31、32（TN VED EAEU 3204、3208 90、3213、3215 に分類される商品を除く）、33（TN VED EAEU 3301、3303 00、3304、3305、3306、3307に分類される商品を除く）、34（TN VED EAEU 3401、3402 50 000 0、3402 90 900 0、3405 に分類される商品を除く）、35（TN VED EAEU 3502 19 900 0、3502 20 910 0、3502 20 990 0、3504 00、3507 に分類される商品を除く）、36、37、38（TN VED EAEU 3802、3808 91、3808 92、3808 93、3808 99、3822 に分類される商品を除く）、39（TN VED EAEU 3907 30 000、3909 50、3910 00 000 2、3910 00 000 8、3926 10 000 0、3926 20 000 0 に分類される商品を除く）、40（TN VED EAEU 4014 に分類される商品を除く）、41、42（TN VED EAEU 4201 00 000 0、4202、4203 に分類される商品を除く）、43、45～48、50～60、66、67、68（TN VED EAEU 6812 80 900 1、6812 91 000 0 に分類される商品を除く）、69、70（TN VED EAEU 7011、7014 00 000 0、7020 00 に分類される商品を除く）、71、72（TN VED EAEU 7205 29 000 0 に分類される商品を除く）、73、74（TN VED EAEU 7408、7409、7410 に分類される商品を除く）、75、76（TN VED EAEU 7604、7605、7606、7607、7608、7610 に分類される商品を除く）、78～83、97：

ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートの変動率のモニタリング

グ期間中における平均値が1米ドル当たり80ロシア連邦ルーブル未満の場合、商品の関税課税価格の0%；

ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間中における平均値が1米ドル当たり80ロシア連邦ルーブル以上（80ルーブルを含む）で、1米ドル当たり85ロシア連邦ルーブル未満の場合、商品の関税課税価格の4%；

ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間中における平均値が1米ドル当たり85ロシア連邦ルーブル以上（85ルーブルを含む）で、1米ドル当たり90ロシア連邦ルーブル未満の場合、商品の関税課税価格の4.5%；

ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間中における平均値が1米ドル当たり90ロシア連邦ルーブル以上（90ルーブルを含む）で、1米ドル当たり95ロシア連邦ルーブル未満の場合、商品の関税課税価格の5.5%；

ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間中における平均値が1米ドル当たり95ロシア連邦ルーブル以上（95ルーブルを含む）の場合、商品の関税課税価格の7%。

2. 以下によって関税率が承認されている商品については、本決定第1項に記載された輸出関税は適用されない：

2021年2月6日付ロシア連邦政府決定第117号「ロシア連邦から関税同盟に関する協定締結国の領域外に輸出される穀類に対する輸出関税について」；

2021年4月6日付ロシア連邦政府決定第546号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国領域外に輸出されるひまわり油に対する輸出関税について」；

2021年11月27日付ロシア連邦政府決定第2068号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国領域外に輸出される商品に対する輸出関税について」；

2022年3月31日付ロシア連邦政府決定第532号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国領域外に輸出されるひまわり粕に対する輸出関税について」。

3. 2013年3月29日付ロシア連邦政府決定第276号「原油および特定のカテゴリーの石油製品に対する輸出関税率の計算ならびにロシア連邦政府の若干の決定の失効認定について」にもとづいて輸出関税率が算定される商品に対しては、本決定第1項に記載された輸出関税は適用されない。

4. 本決定第1項に記載された輸出関税率は：

情報通信ネットワーク「インターネット」（以下、「インターネット」）上のロシア連邦経済発展省の公式サイトに掲載される；

「インターネット」上のロシア連邦経済発展省の公式サイトに掲載された日の翌暦月1日から適用される；

次の輸出関税率が算定され、「インターネット」上のロシア連邦経済発展省の公式サイトに掲載されて、適用が開始されるまで有効とする」。

5. 本決定第1項に記載された、ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間中における平均値は、当該のモニタリング期間中の全ての日における、ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートの算術平均値として算定される。

本項に記載された、ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替

レートモニタリング期間とは、このようなモニタリング期間が終了する暦月に先立つ暦月の26日に始まり、輸出関税率が適用される暦月に先立つ暦月の25日（同日を含む）に終了する期間のことである。

6. ロシア連邦経済発展省はロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリングを実施し、本決定第1項に定める数値にもとづき、このようなモニタリングの結果を踏まえて輸出関税率を決定し、輸出関税率が適用される暦月に先立つ暦月の26日までに当該の輸出関税率を「インターネット」上の同省の公式サイトに掲載する。ただし、この日が労働日でない場合には、モニタリング期間終了日後の最初の労働日までにこれを掲載する。

2023年10月の輸出関税率を決定するための、ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間は2023年8月26日に始まり、2023年9月27日までにロシア連邦経済発展省によって輸出関税率が決定され、「インターネット」上の同省の公式サイトに掲載される。

7. 本決定第1項に定める、ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に輸出される商品に対する輸出関税率について以下を定める：

2023年10月1日までにユーラシア経済連合関税領域からの商品の輸出を許可する税関手続に付された商品を含め、2023年10月1日以降にロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に輸出される商品に対して適用されるものとし、これにはユーラシア経済連合関税法典第115条および第116条に定める特異事項、またはユーラシア経済連合関税法典第104条第8項にもとづき、税関規制に関するロシア連邦法令に定める特異事項を踏まえて税関申告が行われた商品も含まれる。ただし、2023年10月1日までに事実上、ユーラシア経済連合関税領域から輸出された商品は除く；

2023年10月1日までにユーラシア経済連合関税領域からの商品の輸出を許可する税関手続に付された商品で、2023年10月1日までに公開型株式会社「ロシア鉄道」が輸送を受託した、または2023年10月1日までに海上船舶での発送の受託手続が行われた商品には適用されない。ただし、ロシア連邦法「ロシア連邦における税関規制およびロシア連邦の個々の法令の変更について」第102条に定める特異事項を踏まえて税関申告が行われた商品を除く。

8. ユーラシア経済連合関税領域外への輸出を想定した、またユーラシア経済連合関税法典第115条および第116条に定める税関申告の特異事項も考慮して定められた輸出関税率の適用を前提とした通関手続にしたがって、本決定第1項に記載された商品についての税関申告が行われた際の根拠となった税関申告書は、2023年10月1日までにその申告書にしたがって実際の搬出、または公開型株式会社「ロシア鉄道」による商品の輸送の受託もしくは通関目的のための海上船舶での発送の受託手続が行われなかった場合には、提出されなかったとみなされるものと定める。

9. 本決定第1項にしたがって輸出関税率が設定された、ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に輸出される商品に対しては、ロシア連邦法「ロシア連邦における税関規制およびロシア連邦の個々の法令の変更について」第102条第6項第4号に定める、一時的定期的税関申告の適用制限は適用されないものと定める。

10. 本決定第1項にしたがって輸出関税率0%が適用される輸出商品の発送に係わる通関手続の実施に対する通関手数料は徴収されないものと定める。

11. 2021年11月27日付ロシア連邦政府決定第2068号「ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に輸出される商品に対する輸出関税率について」（ロシア連邦法令集、2021年、No.49、掲載番号8255；2022年、No.49、掲載番号8696；2023年、No.1、掲載番号299；No.27、掲載番号5047；No.36、掲載番号6729）によって承認された、ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に輸出される商品に対する輸出関税率に加えられる添付の変更を承認する。

12. 本決定は2023年10月1日から発効し、2024年12月31日（同日を含む）まで有効とする。ただし、本決定の公布日から発効する、本決定第6項第2段落、本決定によって承認された変更の第1項第7段落、第2項第7段落、第3項第7段落を除く。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン

2023年9月21日付
ロシア連邦政府
決定第1538号により

承認

ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に輸出される
商品に対する輸出関税率に加えられる
変更

1. 脚注「(20C)」を以下の文言に変更する：

「(20C) 2023年10月1日から2024年12月31日まで(同日を含む)、本項では以下の数値の輸出関税率が適用される：

ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間中における平均値が1米ドル当たり80ロシア連邦ルーブル未満の場合、7%、ただし、1t当たり1,100ルーブル以上；

ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間中における平均値が1米ドル当たり80ロシア連邦ルーブル以上(80ルーブルを含む)の場合、10%、ただし、1t当たり1,100ルーブル以上。

本脚注に記載された、ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間中における平均値は、当該のモニタリング期間中の全ての日における、ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートの算術平均値として算定される。

本脚注に記載された、ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間とは、2023年9月21日付ロシア連邦政府決定第1538号「ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に輸出される商品に対する輸出関税率およびロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に輸出される商品に対する輸出関税率の変更について」第5項第2段落にもとづいて定められる期間のことである。

2023年10月の輸出関税率を決定するための、ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間は2023年8月26日に始まり、2023年9月27日までにロシア連邦経済発展省によって輸出関税率が決定され、情報通信ネットワーク「インターネット」(以下、「インターネット」)上の同省の公式サイトに掲載される。

本脚注で定められた輸出関税率は：

ロシア連邦経済発展省によって「インターネット」上の同省公式サイトに掲載される；

「インターネット」上のロシア連邦経済発展省の公式サイトに掲載された日の翌暦月1日から適用される；

次の輸出関税率が算定され、「インターネット」上のロシア連邦経済発展省の公式サイトに掲載されて、

適用が開始されるまで有効とする。」。

2. 脚注「(22C)」を以下の文言に変更する：

「^(22C) 2023年10月1日から2024年12月31日まで（同日を含む）、本項では以下の数値の輸出関税率が適用される：

ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間中における平均値が1米ドル当たり80ロシア連邦ルーブル未満の場合、7%、ただし、1 t 当たり2,100ルーブル以上；

ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間中における平均値が1米ドル当たり80ロシア連邦ルーブル以上（80ルーブルを含む）の場合、10%、ただし、1 t 当たり2,100ルーブル以上；

本脚注に記載された、ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間中における平均値は、当該のモニタリング期間中の全ての日における、ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートの算術平均値として算定される。

本脚注に記載された、ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間とは、2023年9月21日付ロシア連邦政府決定第1538号「ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に輸出される商品に対する輸出関税率およびロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に輸出される商品に対する輸出関税率の変更について」第5項第2段落にもとづいて定められる期間のことである。

2023年10月の輸出関税率を決定するための、ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間は2023年8月26日に始まり、2023年9月27日までにロシア連邦経済発展省によって輸出関税率が決定され、「インターネット」上の同省の公式サイトに掲載される。

本脚注で定められた輸出関税率は：

ロシア連邦経済発展省によって「インターネット」上の同省公式サイトに掲載される；

「インターネット」上のロシア連邦経済発展省の公式サイトに掲載された日の翌暦月1日から適用される；

次の輸出関税率が算定され、「インターネット」上のロシア連邦経済発展省の公式サイトに掲載されて、適用が開始されるまで有効とする。」。

3. 脚注「(23C)」を以下の文言に変更する：

「^(23C) 2023年10月1日から2024年12月31日まで（同日を含む）、本項では以下の数値の輸出関税率が適用される：

ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間中における平均値が1米ドル当たり80ロシア連邦ルーブル未満の場合、7%、ただし、1 t 当たり1,800ルーブル以上；

ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間中における平均値が1米ドル当たり80ロシア連邦ルーブル以上（80ルーブルを含む）の場合、10%、ただし、1 t 当たり1,800ルーブル以上；

本脚注に記載された、ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為

替レートのモニタリング期間中における平均値は、当該のモニタリング期間中の全ての日における、ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートの算術平均値として算定される。

本脚注に記載された、ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間とは、2023年9月21日付ロシア連邦政府決定第1538号「ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に輸出される商品に対する輸出関税率およびロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に輸出される商品に対する輸出関税率の変更について」第5項第2段落にもとづいて定められる期間のことである。

2023年10月の輸出関税率を決定するための、ロシア連邦中央銀行によって設定される、ロシア連邦ルーブルに対する米ドルの為替レートのモニタリング期間は2023年8月26日に始まり、2023年9月27日までにロシア連邦経済発展省によって輸出関税率が決定され、「インターネット」上の同省の公式サイトに掲載される。

本脚注で定められた輸出関税率は：

ロシア連邦経済発展省によって「インターネット」上の同省公式サイトに掲載される；

「インターネット」上のロシア連邦経済発展省の公式サイトに掲載された日の翌暦月1日から適用される；

次の輸出関税率が算定され、「インターネット」上のロシア連邦経済発展省の公式サイトに掲載されて、適用が開始されるまで有効とする。」。